



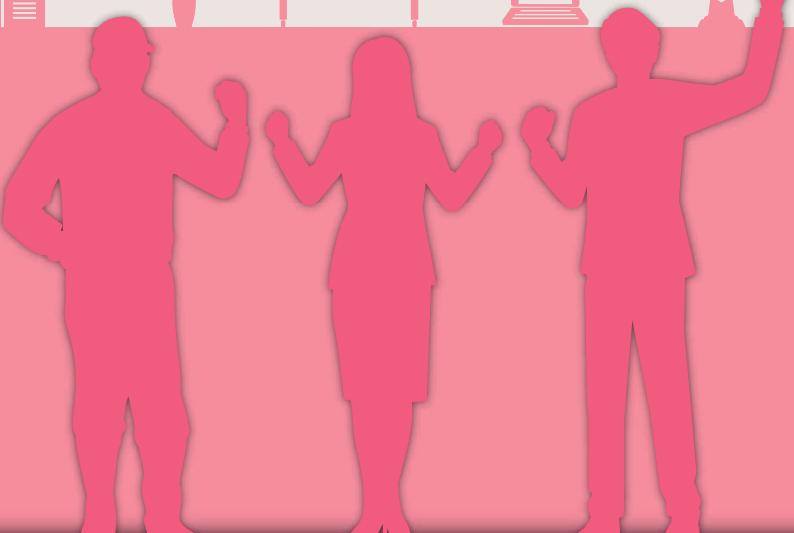
従業員の所得喪失リスクをカバー！



従業員のモチベーション・人材採用力をアップさせるための一歩進んだ福利厚生制度の構築に向けて



事業者の皆さまをトータルサポート！



- 新しい福利厚生として、採用力・社員定着率の向上に活用
- ケガや病気にくわえ、メンタルヘルスも補償
- 充実した付帯サービス

＼長期収入ガード(GLTD) 売上高方式は／ お手続きがカシタシです！



POINT ①



売上高と業種で
見積もり可能！

POINT ②



従業員名簿の
提出は不要！

POINT ③



中途加入・脱退の
都度の手続きが不要！

さらに

POINT ④



継続契約には事故件数に
応じた割増引を適用！

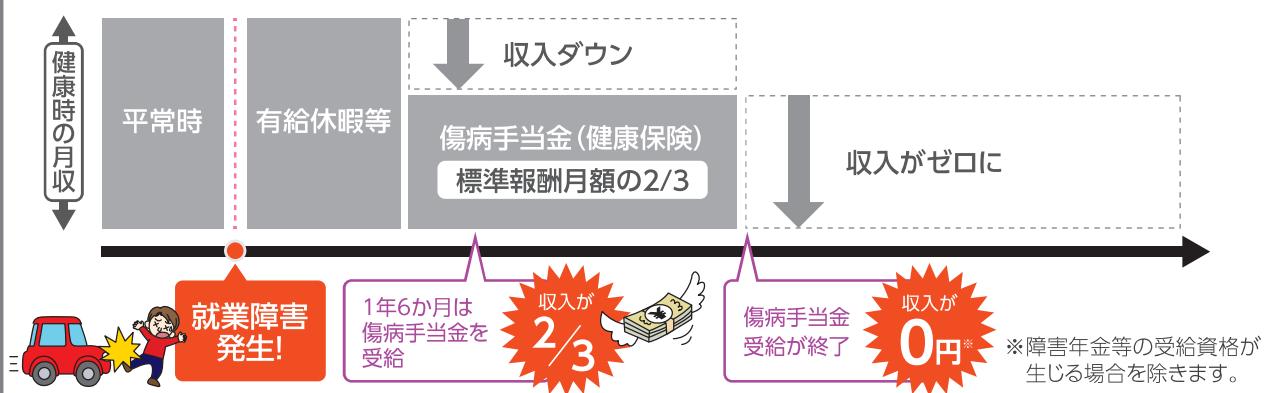
※契約締結5年目より適用します。

貴社従業員が病気やケガで長期間働けなくなった場合の収入を
補償する保険が長期収入ガード(GLTD)です！

万一の際のセーフティーネットを用意することで、すべての従業員が安心して働くようになります。

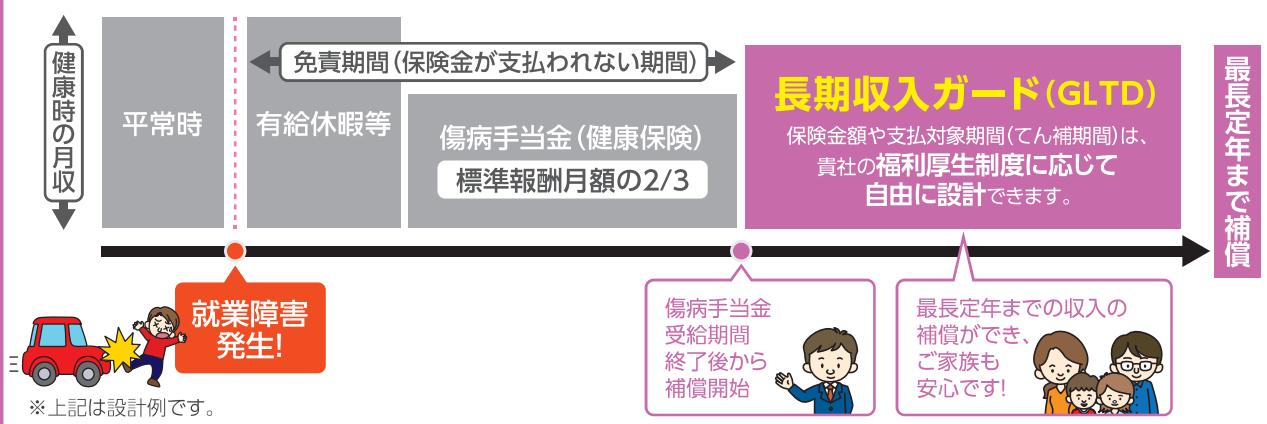


一般的な福利厚生制度



長期収入ガード(GLTD)に加入すると...

長期収入ガード(GLTD)のご加入例



※以下の方は被保険者の範囲に含まれませんのでご注意ください。

・貴社(被用者)の健康保険の対象にならないパート・アルバイト等

・就業障害が発生しても収入が減少しない役員等

1 長期収入ガード(GLTD)導入のメリットは？

採用競争力の強化！

福利厚生制度が充実している企業が求職者から選ばれています！採用ホームページ等でアピールし、他社と差別化できます。

Before

- ・社会保険
- ・保養所
- ・企業年金基金
- ・住宅手当
- ・クラブ活動

After

- ・社会保険
- ・保養所
- ・企業年金基金
- ・住宅手当
- ・クラブ活動
- ・傷病による長期休業補償制度
- ・相談サービス（メンタルヘルス、健康・医療、介護、子育て等）
- ・ポータルサイトによる情報提供（健康・医療・介護等）

充実！

社員定着率の向上！

長期収入ガード(GLTD)の導入により、「従業員を大切にしたい」という会社からのメッセージが従業員に伝わり、**従業員のモチベーションアップ**につながります。

モチベーションアップ !! /



退職後も補償！

傷病による欠勤の長期化により、止むを得ず解雇した場合、トラブルに発展するケースもあります。長期収入ガード(GLTD)があれば退職後も補償が継続するためトラブル防止・解消にも有効です。

トラブル防止！ /



2 仕事と治療の両立を支援！

一部復職した場合（病気やケガで休職し、その後、短時間勤務等で職場復帰したケース）もフルタイム就労時の収入と比較した「所得喪失率※」に応じて、保険金をお支払いします。

※「所得喪失率」が20%超の場合に限り、保険金をお支払いします。

傷病による欠勤から復帰しても
短時間勤務の場合

収入が 減少してしまう！

フル
タイム

短時間
勤務

収入が
ダウーン！

長期収入
ガード
(GLTD)
に
加入してい
る

復職後も収入の減少分が
補償されるので

安心して治療に 専念できます！

フル
タイム

長期収入
ガード
(GLTD)
で補償！

短時間
勤務

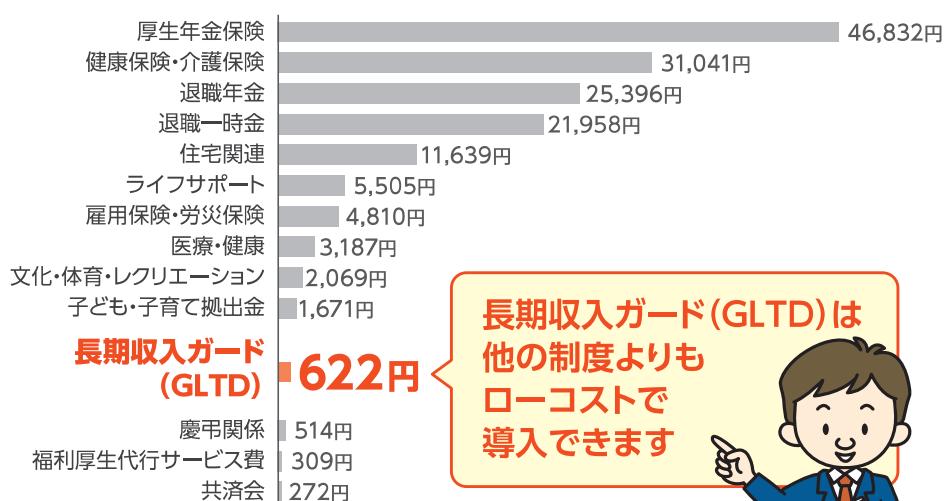
3 長期収入ガード(GLTD)は他の福利厚生制度と比較して、ローコストで導入できます！

一般的な福利厚生コストの中でもローコストで導入できます。使用率の低い既存制度の見直しを行うことで、GLTDの導入に必要な予算を確保することもできます。

※グラフ中の長期収入ガード(GLTD)については、当社が推奨するプランを基に算出した40～44才の従業員1人1か月あたりの保険料です。実際にご契約いただく保険料は、補償内容や業種、売上高により異なります。

出典：(一社)日本経済団体連合会
「第64回 福利厚生費調査結果報告2019年度(2019年4月～2020年3月)」を基に当社作成

福利厚生コスト(従業員1人1か月あたり)



補償の概要

売上高方式は従業員全員を補償の対象とする全員加入型です！

ご契約タイプと保険料例(以下と異なる補償内容でのご契約も可能です。)

STEP 1 売上高方式

「最近の会計年度(1年間)における売上高」と「業種」をご申告ください。
※一部対象とならない業種もあります。詳細につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
※売上高が1億円以上100億円以下の事業者が対象です。

STEP 2 支払対象期間(てん補期間)

右記4つの選択肢から1つ選択してください。

年満了型

①5年

②10年

才満了型

③60才

④65才

STEP 3 免責期間

右記4つの選択肢から1つ選択してください。

免責期間

①60日

②90日

③180日

④365日

定額型の場合

STEP 4 保険金額

以下4つの選択肢から1つ選択してください。

保険金月額

①5万円	②10万円
③15万円	④20万円

定率型の場合

STEP 4 約定給付率

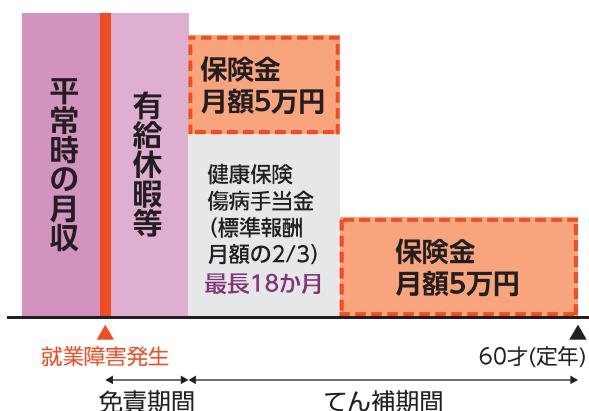
以下4つの選択肢から1つ選択してください。

約定給付率

①10%	②20%
③30%	④40%

試算条件

- てん補期間60才満了
- 免責期間60日
- 保険金月額5万円
- 天災危険補償特約・精神障害補償特約セット



業種：総合工事業(業種コード：06E)

売上高：10億円

年間保険料(一時払)	288,080円／年
※分割払は年間保険料が30万円以上の場合に限り選択できます。	

業種：食料品製造業(業種コード：09F)

売上高：10億円

年間保険料(一時払)	671,470円／年
分割保険料(12回払)	55,950円／月

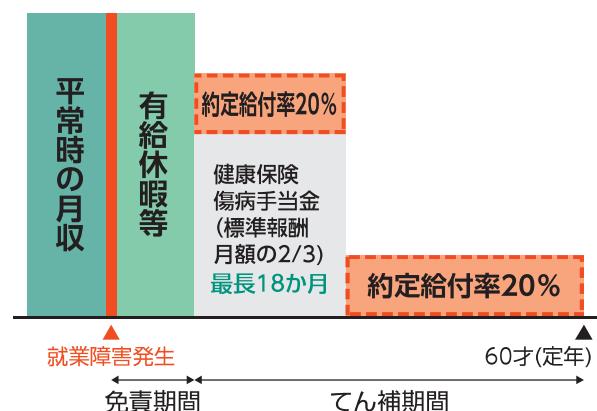
業種：インターネット付随サービス業(業種コード：40H)

売上高：3億円

年間保険料(一時払)	392,510円／年
分割保険料(12回払)	32,710円／月

試算条件

- てん補期間60才満了
- 免責期間60日
- 約定給付率20%
- 天災危険補償特約・精神障害補償特約セット



業種：総合工事業(業種コード：06E)

売上高：10億円

年間保険料(一時払)	351,480円／年
分割保険料(12回払)	29,290円／月

業種：食料品製造業(業種コード：09F)

売上高：10億円

年間保険料(一時払)	600,980円／年
分割保険料(12回払)	50,090円／月

業種：インターネット付随サービス業(業種コード：40H)

売上高：3億円

年間保険料(一時払)	430,870円／年
分割保険料(12回払)	35,900円／月

お支払いする保険金・お支払いの例



てん補期間中における就業障害である期間1か月について、次の算式によって算出した額とします。

支払基礎所得額 × 所得喪失率 × 約定給付率 (定額型の場合は100%)

- ①お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、事前に保険契約者と協定した最高保険金支払月額を限度とします。
- ②支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月の所得の平均月間額(平均月間所得額)を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。
- ③てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。

保険金お支払い例 ●定額型 ●支払基礎所得額10万円 ●免責期間180日 ●てん補期間60才満了

Case 1 60才まで就業障害が続いた場合

43才になる180日前に交通事故にあり、免責期間終了後も全く働けない状態が60才まで続いた。

42才 43才

免責期間
180日

就業障害発生(42才)

43才から60才までの17年間(所得喪失率 100%)

$$10\text{万円} \times 12\text{か月} \times 17\text{年} = 2,040\text{万円}$$

Case 2 リハビリ後、職務復帰する場合

脳卒中で入院し、免責期間終了後も全く働けない状態が3年間続いた。職務復帰したもの、2年間は正常勤務できず月の所得額が50%減少した(所得喪失率が50%であった)が、それ以降は正常勤務した。

免責期間

就業障害発生

$$10\text{万円} \times 12\text{か月} \times 3\text{年} = 360\text{万円}$$

当初3年間
(所得喪失率 100%)

一部復職後2年間
(所得喪失率 50%)

$$5\text{年間の支払総額 } 480\text{万円}$$

Q & A

Q1 「就業障害」とはどのような状態でしょうか?

A 免責期間中とてん補期間開始後で定義が異なります。

- 免責期間中:被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと
- てん補期間開始後:身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができます、かつ所得喪失率が20%超であること

Q2 現在64才の従業員は「65才満了の補償」に含められますか? その場合は、補償期間は65才まででしょうか?

A 含められます。

「65才満了の補償」にご加入の方で満了となるご年令まで3年に満たない場合、てん補期間が3年間となりますので、64才でご加入いただき加入期間中に就業障害が発生した場合は、最長67才まで補償が継続されます。

Q3 一部復職とはどのような状態をいいますか? また、その場合保険金はどれだけ受け取れますか?

A 一部復職とは、業務に復帰はできても依然として就業障害が残り、身体障害発生直前に従事していた業務に一部従事することができます、かつ所得喪失率が20%を超えている状態をいいます。この場合、就業障害発生直前の所得から20%超の所得喪失があるため、その所得喪失率に応じて保険金を受け取ることができます。

長期収入ガード(GLTD)サービスパック

長期収入ガード(GLTD)にご加入いただくと、メンタルヘルス対策等の健康管理に役立つ各種サービスをご利用いただけます。

企業向け

※各種サービスは予告なく、内容の変更終了をすることがあります。

職場復帰サポート

職場復帰しやすい環境作りをサポート!
人事・労務部門ご担当者向けの電話相談サービス(相談料、通話料は無料)です。職場復帰支援の流れ、検討・留意すべき事項に関するアドバイス等を行います。

就業規則(休職規定)簡易診断

従業員のメンタルヘルス対策に!
就業規則をお預かりし、休職規定を中心にチェックしたうえで、現状の問題点・ポイントを記載した診断結果レポートをご提供します。

個別相談

従業員のメンタルヘルス対策・生活習慣病対策に!
人事・労務部門ご担当者向けに、臨床心理士、保健師、管理栄養士等のEAPコンサルタントが、健康管理に関わるさまざまなお相談に対し、随时、面談でアドバイスを行います。

各種情報提供

専門家によるノウハウ提供!
人事・労務部門ご担当者向けに、メンタルヘルス等の健康管理に関する冊子のご提供や、セミナーの開催を通じて情報提供を行います。

有料サービス

こころとカラダの健康サポートプラン
貴社のニーズに合わせたサービスパック!
企業向けメンタルヘルス対策等の健康管理支援サービスをご提供します。

ストレスチェック支援サービス

ストレスチェック実施のためのWEB環境を提供!
厚生労働省が推奨する「職業性ストレス簡易調査票」(57項目)に準拠した質問を、WEBで受検できます。受検内容を基に、個人分析結果・組織分析結果を表示します。会社PC以外に、自宅や出向先のPC、スマートフォン等でも利用できます。

保険金のお支払いについて

補償内容のご説明

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書(協定書)(以下、「協定書」といいます)の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書※をご参照ください。
※ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書は保険契約者にお渡します。

ご注意
被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

◇複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者(補償の対象となる方)が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、てん補期間中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2. 被保険者は協定書に規定された方となります。
3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
<p>身体障害により、就業障害となった場合</p> <p>お支払いする保険金の額</p> <p>てん補期間中の就業障害である期間1か月につき、次の額をお支払いします。</p> <p>1. 定額型の場合</p> $\text{支払基礎所得額} \times \text{所得喪失率} \times \text{約定給付率(100\%)}$ <p>2. 定率型(公的給付控除なし型)の場合</p> $\text{支払基礎所得額} \times \text{所得喪失率} \times \text{約定給付率}$ <p>◇お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額を限度とします。</p> <p>◇協定書に定めるてん補期間を限度とします。</p> <p>◇支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。</p> <p>◇てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合は、または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>◇同一の身体障害により、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。</p> <p>◇保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(注)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <p>・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(注)</p> <p>・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(注)を限度とします。</p> <p>(注)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>(1) 新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>(2) 次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none">① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害*⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害⑧ むちうち症または腰痛等で医学的見のないものによる就業障害*⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害<ul style="list-style-type: none">ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間⑩ 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害*⑪ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害⑫ 発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害* <p>など</p> <p>*1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動車の特約により保険金をお支払いの対象となります。</p> <p>*2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものといいます。</p> <p>*3 お支払い対象外となる精神障害の例 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、躁(そう)病、うつ病、パニック障害、情緒不安定性人格障害、知的障害など</p> <p>*4 病原体が体内に侵入、定着、増殖することをいいます。</p>

セットできる主な特約

下記以外の特約につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

天災危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって被った身体障害による就業障害の場合も、保険金をお支払いします。

精神障害補償特約

約款所定の精神障害を原因として発生した就業障害について、免責期間終了日の翌日から起算して24か月を限度として保険金をお支払いします。

妊娠に伴う身体障害補償特約

妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害により就業障害となり、その状態が免責期間または90日のいずれか長い期間を超えて継続した場合についても保険金をお支払いします。
*女性の被保険者にのみセット可能です。

用語のご説明

用語のご説明

回復所得額

免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

最高保険金支払月額

1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

支払基礎所得額

保険金の算出の基礎となる協定書に記載された額をいいます。

所得

業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。

所得喪失率

次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行いうものとします。

就業障害

被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができます、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

身体障害

傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。

他の保険契約等

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

てん補期間

当社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。

免責期間

保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。

平均月間所得額

被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$(年間収入額^{※1}) -$$

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(働けなくなったことにより支出を免れる金額^{※2})}{12(か月)}$$

※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

※2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

約定給付率

保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

ご注意いただきたいこと

契約概要のご説明

この保険の内容をご理解いただくための事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および「協定書」をご確認ください。また、ご不明な点は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

1.商品の仕組み

(1)商品の仕組み

団体長期障害所得補償保険は、被保険者(補償の対象となる方)が身体障害を被り、その結果として就業障害となった場合に、被保険者が被った損失について補償する保険です。

(2)被保険者の範囲

被保険者の範囲は、会社員の方など、働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方となります。

2.基本となる補償、支払基礎所得額の設定 等

(1)基本となる補償

P.5「補償内容のご説明」をご参照ください。

詳細は、普通保険約款・特約および協定書をご確認ください。

(2)主な特約の概要

P.5「セッタできる主な特約」をご参照ください(別に定める保険料の払込みが必要となる場合があります)。詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約および協定書をご確認ください。

(3)支払基礎所得額の設定

支払基礎所得額の設定については、以下の点にご注意ください。また、お客様の支払基礎所得額は、お客様の加入する公的保険制度(健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に協定書に記載の約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

〈定額型の場合〉

所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。

・健康保険・共済保険の加入者(給与所得者など):50%(注)

・国民健康保険の加入者(自営業の方など):70%

(注)公的保険制度において傷病手当金の支給対象となる被保険者(給与所得者)については、免責期間が1年6か月以上の場合は、70%とします。

〈定率型の場合〉

健康保険法に基づいて届け出た標準報酬月額を超えない範囲で設定してください。

(4)保険期間および補償の開始・終了時期

①保険期間 1年間です。

②補償の開始 始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まります。

③補償の終了 満期日の午後4時に終わります。

3.保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1)保険料の決定の仕組み

①保険料は、業種と売上高等によって決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。

②この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。

詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(2)保険料の払込方法

①保険料の払込方法はご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

②次的方式で保険料を払い込んでいただきます。

〈暫定保険料・確定精算不要方式〉

契約開始時点で、保険契約者の業種および売上高に基づいて算出した保険料を確定保険料として払い込み、保険期間終了後の確定精算は行わない方式です。(注)

(注)この保険契約が失効・解除・解約(中途更改を含みます)となった場合、または、この保険契約の満期後に売上高方式による保険契約を継続しない場合は、確定精算をしていただきます。

③保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更とともに払い込んでください。始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した就業障害等に対しては保険金をお支払いできません。

4.満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、代理店・扱者または当社まで速やかにお申し出ください。

(1)ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。

(2)解約の条件によって、解約日から満期日までの期間等に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

(3)始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。

ご契約にあたってのご注意

1. 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

- (1) 保険契約者または被保険者になる方には、ご契約時に危険(注)に関する重要な事項として当社が告知を求める項目(保険申込書(付属書類を含みます)上の「※」印の項目(告知事項))について、事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。
(注)身体障害の発生の可能性をいいます。
- (2) 故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります(次の③に該当した場合は、ご契約を解除することができます)ので、今一度、告知内容をご確認ください。

告知 事項	① 保険契約者の業種名・業種コード・売上高
	② 被保険者の健康に関する告知(注1)(注2)(注3)(注4)
	③ 同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注5)の有無

- (注1)「健康に関する告知」とは、「健康状態告知」または「健康状況告知」をいいます。
- (注2)健康に関する告知は、質問事項をよくお読みになったうえ、保険契約者が一括して被保険者の告知についてご回答ください。
- (注3)継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。
- (注4)保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(*)から1年以内であれば、ご契約を解除することができます。また、保険期間の開始時(*)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(*)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することができます。
- (注5)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- (注6)所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。
- ※GLTD売上高方式の場合、「被保険者の生年月日、年令、性別」は告知事項に該当しませんので、ご注意ください。

2. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までに払い込んでください。保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除する場合があります。

※詳細は普通保険約款・協定書をご確認ください。また、普通保険約款・協定書により払込みが猶予されている場合は、ご契約手続き後、所定の保険料払込期日までに払い込んでください。

3. 通知義務(ご契約後にご連絡いただく事項)

ご契約後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ① 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
② ご契約時に支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を保険契約締結直前12か月における被保険者の所得の平均月間額より高く設定していたことが判明した場合
③ ご契約後に被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合

4. 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方の場合、約款所定の事由があるときは、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。

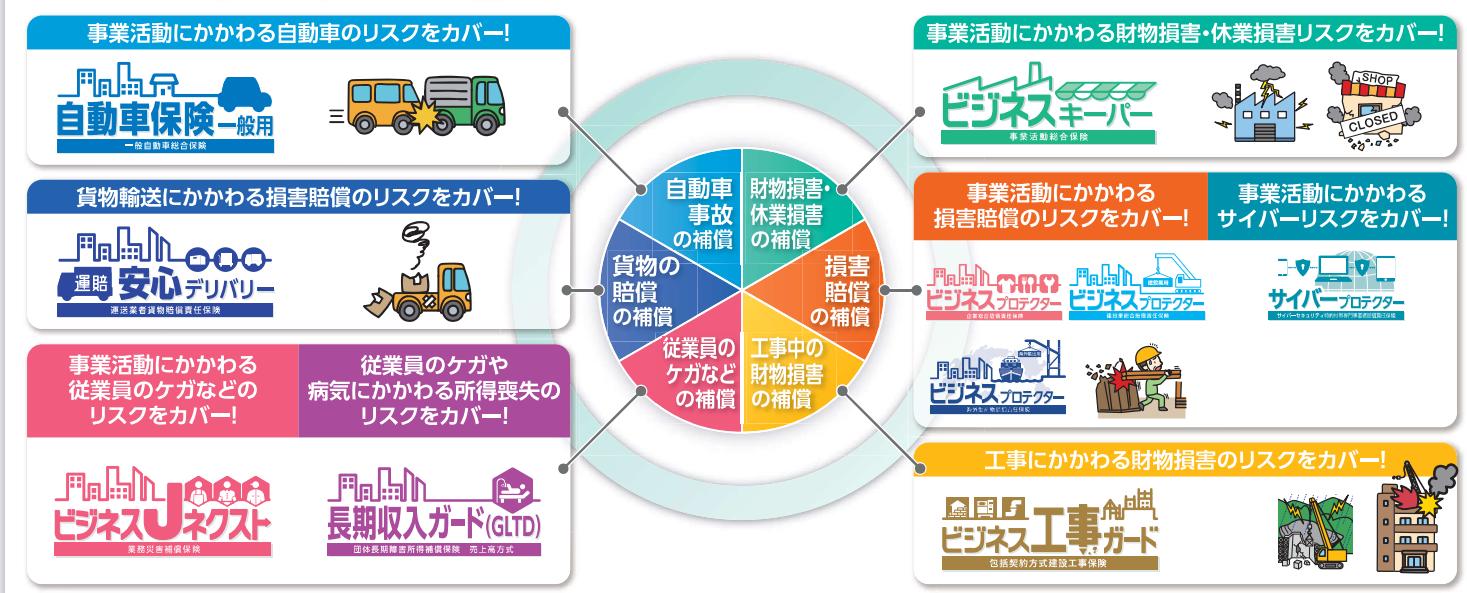
※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

5. 事故が起った場合

事故が起った場合には、30日以内に代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。また、保険金の請求を行うときは、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類等」に定める書類等を提出していただく場合があります。

三井住友海上は事業者の皆さまをトータルサポートします!

※商品ラインナップ等の変更により、
ご案内する商品が変更となる場合があります。



保険に関する相談・苦情・
お問い合わせ

「三井住友海上お客様デスク」

0120-632-277
(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。▶

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

万一、ケガをされたり、
病気になられた場合

代理店・扱者または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故はいち早く
0120-258-189
(無料)

指定紛争解決機関

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただけ、解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター **0570-022-808**
【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】
・受付時間 平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)
・携帯電話からも利用できます。・IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかげ間違いにご注意ください。・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス)
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>
(お客様デスク) 0120-632-277(無料)

● ご相談・お申込先

